

郡山市物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱

平成20年12月1日制定

令和5年3月30日最終改正

[財務部契約検査課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第36条の規定に基づき、市が指名競争入札（以下「入札」という。）の方法により物品の買入れ、製造の請負及び修繕（以下「物品調達」という。）の契約を締結しようとする場合における入札に参加することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）の審査、指名等及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2の規定により随意契約の方法により契約を締結しようとする場合における見積りに参加することができる者（以下「見積人」という。）の指名等について定めるものとする。

(入札参加資格の申請)

第2条 物品調達の契約に係る入札参加資格の申請の時期及び方法については、郡山市を発注者として、指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務委託の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等（平成7年郡山市告示第131号。以下「市告示第131号」という。）に定めるところ及び必要のつど告示するところによる。

(入札参加資格の審査及び認定)

第3条 入札参加資格の審査及び認定は、次に掲げるところにより、市長が行うものとする。

- (1) 市告示第131号第1第1項から第6項まで、第10項又は第11項のいずれかに該当する者を除き、入札参加資格の認定を行うこと。
- (2) 前号の認定は、市告示第131号第10に定める資格審査事項について審査した上で、その結果により行うこと。

(有資格業者名簿への登録等)

第4条 市長は、入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち前条の規定により入札参加資格を有すると認定した者（以下「有資格業者」という。）については、当該有資格業者を物品調達指名競争入札参加有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録するとともに、審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

- 2 有資格業者名簿は、契約検査課長が管理し、その副本については、市の電子情報処理組織を使用して、電磁的記録として保管し、又は掲示する。
- 3 有資格業者名簿は、郡山市入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領（平成13年11月6日制定）に定める方法により公表するものとする。この場合において、公表内容は、個人情報保護及び競争性の確保の観点から商号又は名称、住所又は所在地、登録業種、登録番号、電話番号及びファクシミリ番号とする。

(申請事項の変更等)

第5条 入札参加資格の申請者又は有資格業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき又は廃業したときは、遅滞なく物品調達入札参加資格審査申請事項変更届（別記様式）に変更事項等を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称

- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名又は職名
- (4) 組織
- (5) 内部受任者の氏名又は職名
- (6) 委任先
- (7) その他特に事業の内容に変更を来す事項

(入札参加資格の承継)

第6条 有資格業者が合併、会社分割及び事業譲渡等の組織再編等により他の者に当該入札参加資格を承継させる場合は、郡山市指名競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領（平成31年4月1日制定）第4条の規定により関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指名基準)

第7条 入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）を指名する場合は、次に掲げる事項に留意し、有資格業者名簿に登載されている有資格業者のうちから指名しなければならない。ただし、当該有資格業者では入札に参加させることが困難な場合は、当該有資格業者以外の業者を指名することができるものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名停止等の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 官公庁における契約実績
- (5) 過去の契約履行成績
- (6) 地域的条件
- (7) 専門性及び技術的適性
- (8) 契約履行能力

(指名業者数)

第8条 指名すべき有資格業者の数については、別表に定める基準によるものとする。ただし、物品調達の種類、性質等により当該基準によることが適当でないと契約権者（規則第2条第4号に規定する契約権者をいう。次条において同じ。）が認めるときは、この限りでない。

(入札参加者の指名等)

第9条 契約権者は、課長（郡山市財産規則（昭和40年郡山市規則第50号）第2条第4項の課長をいう。）から同規則第53条第1項の規定による請求があったときは、次に掲げるところにより、入札参加者を選定しなければならない。

- (1) 入札の予定金額が1,000万円以上の入札参加者の選定については、郡山市契約審査会（郡山市契約審査会規程（平成6年郡山市訓令第9号）第1条により設置された郡山市契約審査会をいう。）に諮り、契約権者（市長又は副市長に限る。）が決定すること。
- (2) 入札の予定金額が1,000万円未満の入札参加者の選定については、契約権者（規則第2条第4号に規定する専決権の授与を受けて契約を締結する者（副市長を除く。）に限る。）が決定すること。

2 前項の規定による選定に当たっては、前2条に規定するところにより行うものとする。

(随意契約に係る見積人の指名等)

第10条 前3条の規定は、物品調達に係る随意契約を締結しようとする場合の見積人の指名等について準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(物品の買入れ及び修繕に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の廃止)

2 物品の買入れ及び修繕に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和62年9月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の物品の買入れ及び修繕に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為（指名停止等に係るものを除く。）は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この要綱は、平成21年度以後の年度に行われる物品調達に係る指名競争入札参加者の資格審査、指名等について適用し、平成20年度までに行われる物品調達に係る指名競争入札参加者の資格審査、指名等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成23年5月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

指名業者数の基準

予定金額	指名業者数
10万円未満	1者
10万円以上30万円未満	2者
30万円以上50万円未満	3者
50万円以上80万円未満	4者
80万円以上300万円未満	5者
300万円以上1,000万円未満	6者
1,000万円以上	8者

物品調達入札参加資格審査申請事項変更届

年 月 日

郡 山 市 長

[住所又は所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

下記のとおり変更（廃業）したので届け出ます。

記

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付番号

--	--	--	--	--

変 更 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変更（廃業）年月日		年 月 日
登録業種・種目名		